号外 第2号の2 平成 17 年 1 月 13 日 (木) (毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認

証局鍵情報等利用規程…………………………(教育庁総務広報課)1

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課 各地方機関

熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用 規程を次のように定める。

平成 17 年 1 月 13 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑

熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等 利用規程

熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用 に関しては、別段の定めのあるものを除くほか、地方公共団体組織認証基盤における熊本 県認証局鍵情報等利用規程(平成16年熊本県訓令第36号)の例による。

附則

この訓令は、平成17年1月13日から施行し、平成16年12月22日から適用する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課 各地方機関

熊本県教育委員会電子署名規程を次のように定める。

平成 17 年 1 月 13 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寬

熊本県教育委員会電子署名規程

熊本県教育委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名 等に関しては、別段の定めのあるものを除くほか、熊本県電子署名規程(平成 16 年熊本県 訓令第37号)の例による。

この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げるものは、同表右欄のように読み替えるものとする。

第1条	知事の事務部局	教育庁
第4条第2項	総務部長	教育長
第5条	本庁各課(総室・室)長及び各地方	本庁各課長及び各地方機関の長
	出先機関の長	
第6条	熊本県文書規程(昭和 34 年熊本県	熊本県教育庁文書規程(昭和 36 年
	訓令第 19 号)	熊本県教育委員会訓令第50号)
第7条第1項、第8条、第	私学文書課長	総務広報課長
9条、第10条、第11条		

この訓令は、平成 17年1月13日から施行し、平成16年12月22日から適用する。